

懲罰の宣告法

Q107 懲罰を宣告される者が議場にいない場合であっても、議長は懲罰の宣告はできるのか？

A 懲罰を宣告される者が議場にいない場合であっても、議長は懲罰の宣告を行うことができます。

しかし、陳謝の場合は、会議において陳謝文を朗読させる必要があり、懲罰を科される者が不在のため陳謝文を朗読させることができず、議長は陳謝の懲罰を科する旨の宣告をするにとどまることとなります。

【解説】

懲罰の宣告に当たって、懲罰を宣告される者が欠席又は議場に不在の場合においても、議長は懲罰の宣告を行うことが可能です。

しかし、懲罰のうちの「陳謝」の場合においては、議長が陳謝の懲罰を科することを宣告するにとどまり、懲罰事犯者が陳謝文を朗読することによる懲罰の実質的な効果を生じさせることができないこととなります。

なお、懲罰の宣告を行うに当たり、懲罰事犯者が正当な理由なく欠席した場合は、それを理由として新たな懲罰を科することが可能です。

戒告等の懲罰の実施方法

Q108 「戒告」「陳謝」「出席停止」は、誰がどのような方法で行うことになるのか？

A 戒告は、公開の議場において、議長が当該議員を起立させ、将来を戒める旨の戒告文を朗読することによって行われます。

陳謝は、公開の議場において、議長が陳謝を科す旨を宣告した後、議会が決定した陳謝文を当該議員に朗読させることによって行われます。

出席停止は、議会が決定した会期中の一定期間の出席を停止することです。

【解説】

▼戒告の実施方法

「戒告」とは、公開の議場において、懲罰に該当する行為につき、議員に対し将来を戒める旨の宣告を行うことをいいます。

戒告の方法は、議長が本会議場において、当該議員に起立を命じるとともに、議長も議長席において起立し、戒告文を朗読することによって行われます。

▼陳謝の実施方法

「陳謝」とは、公開の議場において、議会の決定した陳謝文を当該議員が朗読することにより謝罪させることをいいます。

陳謝の方法は、議長が当該議員に対し、本会議場において陳謝を科す旨を宣告したのち、当該議員に議会が決定した陳謝文を登壇させて朗読させることによって行われます。

▼出席停止の実施方法

「出席停止」とは、懲罰当該議員に対し、会期中の一定期間、本会議や委員会へ出席することを禁止することをいいます。

出席停止は、議長が当該議員に対し、本会議場において議会が決定した期間の出席停止の懲罰を宣告することによって行われます。

なお、出席停止は、当該会期における秩序罰のため、当該会期中の期間に限定されます。

㊦ 除名の一括処分の是非

Q109 複数の議員に対する除名の懲罰を一括して議決した場合は無効になるか。また、議長も除名の採決に加われるのか？

A 複数の議員に対する除名の懲罰を一括で表決することは、懲罰対象者自身以外の懲罰事犯者に対する懲罰の表決権を奪うことにならないでできません。

なお、懲罰における除名処分は特別多数議決を必要とするため、議長も採決に加わることができます。

【解説】

▼ 除名のための特別多数議決

「除名」とは、議会の議決により当該議員の身分を剥奪する行為をいいます。

懲罰における除名の議決要件は、地方自治法135条3項のとおり、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意を得る必要があります。

この除名の採決は、特別多数議決であるため、議長も表決権を有することになります。

▼ 一括処分はできない

懲罰対象議員への除名の審議は、議員の身分にかかわることであ

ることから、複数の該当議員を一括して採決することは、該当議員自身以外の者に対する除名審議の表決権を奪うこととなります。

そのため、該当議員を1人ずつ除外した後、表決を行う必要があります。

なお、議会が当該表決を一括して行った場合、違法な表決であるため、長は地方自治法176条4項に定める再議を行い、当該除名の採決をやり直しさせる義務が生じます。

㊦ 閉会中の委員会における懲罰事犯

Q110 閉会中の委員会において懲罰事犯が起きたとき、次の議会で懲罰を科すことができるか？

A 閉会中の委員会における懲罰事犯は、懲罰の対象となりますが、当該議会の会議規則で定める日数（標準会議規則で定める日数は3日）以内に定例会又は臨時会が招集されなければ、議員は懲罰動議を提出することができないため、懲罰を科することができません。

【解説】

閉会中の委員会における審査又は調査において、地方自治法、会議規則、委員会条例に反する懲罰行為が行われた場合、当該議員は懲罰の対象となります。

しかし、行政実例（昭和30.12.23）のとおり、懲罰事犯が生じたときから当該議会の会議規則で定める日数（標準会議規則で定める日数は3日）以内に定例会又は臨時会が招集されなければ、会議規則に定められた懲罰動議提出の短期時効が完成し、懲罰を科することはできないこととなり、さらに次の議会では懲罰を科することは

〈著者略歴〉

廣瀬 和彦 (ひろせ かずひこ)

昭和48年東京都出身。平成7年明治大学法学部法律学科卒業、同年全国市議会議員会入局。現在、全国市議会議員会調査広報部参事、明治大学政治経済学部講師、明治大学公共政策大学院講師。

「月刊地方財務」(ぎょうせい)において「逐条解説 標準市議会会議規則」を連載中。著書に「100条調査ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(ぎょうせい)。

Q&A議会運営ハンドブック

平成24年2月10日 初版発行
平成27年12月15日 4版発行

著 者 廣瀬 和彦
発 行 株式会社 きょうせい

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
TEL 編集 03-6892-6508
営業 03-6892-6666
フリーコール 0120-953-431

URL: <http://gyosei.jp>

〈検印省略〉

※乱丁・落丁本はお取り替えます。 印刷 ぎょうせいデジタル㈱

©2012 Printed in Japan

ISBN978-4-324-07324-7
(5106677-00-000)
[略号：議連ブック]